

尾張旭市監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき実施した随時監査（工事監査）の結果を、同条第9項の規定により公表します。

平成29年3月2日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

工事監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 5 項に基づく随時監査（工事監査）

2 監査の対象

(1) 工事名

水道管布設工事（県道春日井長久手線外）

(2) 工事場所

尾張旭市東栄町一丁目地内

(3) 請負金額

97,308,000 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 7,208,000 円）

(4) 工事請負業者

瀬戸ガス水道株式会社 尾張旭営業所

(5) 設計及び工事監理

ア 設計 日本上下水道設計株式会社 名古屋総合事務所

イ 工事監理 都市整備部上水道課

(6) 工期

平成 28 年 6 月 28 日から平成 29 年 2 月 28 日まで

(7) 工事概要

柏井配水場から高区配水区域へ配水される水道管のうち、配水場に近い基幹水道管は、他に代替路線がなく、地震等により破損被害が生じた際の社会的影響が甚大であることが懸念される。このような状況を受け、当該基幹水道管を耐震化することを目的に平成 24 年度から工事を実施しており、今年度対象路線は、濁池堤防を通る既設幹線水道管の路線を変更し、耐震管にて新設する工事である。

工事内容

布設水道管（DIP＝ダクタイル鋳鉄管）

DIP(NS) φ 500mm L = 391.7 m

DIP(GX) φ 400mm L = 36.7 m

DIP(NS) φ 350mm L = 2.4 m

DIP(GX) φ 300mm L = 2.0 m

DIP(GX) φ 150mm L = 31.1 m

DIP(GX) φ 100mm L = 1.2 m

DIP(GX) φ 75mm L = 14.5 m

急速空気弁 φ75mm N=2基

(8) 進捗状況（平成28年12月末現在）

計画出来高 89.3% 実施出来高 84.1%

3 監査対象課

都市整備部上水道課

4 監査の期間

平成28年12月16日から平成29年1月23日まで

5 監査方法

本監査は、技術的観点からの監査を主眼としているため、公益社団法人大阪技術振興協会に工事技術調査業務を委託し、技術士の派遣を得て、当該工事の執行に係る設計図書等の審査及び現場での実地調査を実施するとともに関係職員等からの説明を受けて行った。

6 監査結果

工事の施行は、おおむね適正に処理されていると認められたが、その中で次のとおり留意事項及び要望事項があげられるので、参考とされたい。

(1) 施工計画書について

安全管理項目は、「土木工事現場必携」56頁に記載の常時10人～49人以下の中規模建設工事現場に該当するため、「統括安全衛生責任者に準ずる者」等とするよう指導されたい。

(2) 発生土処分に関する書類について

残土処分業者の砂防指定地内行為については、平成26年11月27日付けで愛知県知事から更新の許可を受けているが、有効期間が平成28年12月9日までであるため、更新の許可書の写しを提出させること。

(3) 建設業許可に関する書類について

舗装切断工事に係る施工業者の建設業許可について、許可の有効期限が平成28年11月9日までであるため、最新の許可書と差し替えること。

(4) 建設廃棄物処理に関する書類について

廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者及び処理業者との契約など適切に実施されていたが、今後は、契約書の表面の許可品目欄に○印を記載し、また、裏面の「金額欄」に金額を記載するよう指導されたい。

(5) 現場施工状況調査による所見について

現場事務所の仮設分電盤の取扱者名を表示するとともに夜間に施錠すること。

分電盤は現場で使う電気の大元締めであるので、感電事故などを防ぐためにも労

働安全衛生規則第 352 条及び第 353 条に規定するところにより分電盤の日常点検を実施すること。なお、機器や配線の補修は、電気工事士または低圧電気取扱業務の特別教育修了者でなければならない。

(6) 技術調査全般による所見について

本件全工事を通じて、各種届出書や施工計画など、工事着手からの書類の整備は適切に行われていた。また、工事の監督員管理は適正であった。交通量の多い車道を占用して本工事の施工をしており、交通事故災害が発生しないよう現場での安全配慮への苦勞が伺い知れた。